

磐田市成年後見支援センター運営業務委託仕様書

1 目的

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項の規定に基づき、磐田市（以下「市」という。）が設置する成年後見制度の利用促進を担う中核的な機関「磐田市成年後見支援センター（以下「センター」という。）」において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 委託期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

3 設置場所

磐田市総合健康福祉会館（i プラザ） 磐田市国府台 57 番地 7

4 業務日時

- (1) 業務日：月曜日から金曜日まで（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く）
- (2) 業務時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

5 人員体制

- (1) センターには、2 名以上の職員を配置し、1 名はセンター長として常勤で業務全体の指揮監督を行うこと。
- (2) センター長は、権利擁護や成年後見制度に関する業務に 3 年以上従事した経験を有する者とする。
- (3) 職員は、本業務に支障のない範囲で、他業務との兼務を妨げない。
- (4) 職員が、長期研修、休暇及び休業など理由を問わず 10 日以上連続で業務に従事できない場合は、その期間において代替職員を配置すること。

6 業務内容

センターは、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報業務
 - ア チラシ等啓発物の作成及び配布
 - イ 研修会の開催
 - ウ 講演会の開催
 - エ 講座、セミナーの企画及び運営
- (2) 相談業務（ネットワーク連携）
 - ア 権利擁護相談
 - イ 申立相談及び支援
 - ウ 磐田市成年後見制度利用促進協議会の運営

(3) 利用促進業務

- ア 市民後見人養成事業（令和8年度市民後見人養成講座は除く）
- イ 市民後見人の活動支援

(4) 後見人等支援業務

- ア 権利擁護支援チームの設置及び支援
- イ 親族後見人の相談及び報告書作成等支援

(5) 磐田市権利擁護検討会の設置運営業務

市の権利擁護の課題を検討し、後見人等候補者の受任調整及び後見人支援等を進める権利擁護検討会の設置運営。

7 定例会の開催

- (1) センターは、事業を円滑かつ効果的に実施するため、定例会を開催する。
- (2) 定例会は、弁護士会、司法書士会及び社会福祉士会から推薦された者及び市の職員で構成する。なお、その他センターが必要と認める者を加えることができる。
- (3) 定例会は、権利擁護検討会と併せて開催することができる。

8 施設の設備

- (1) 事務室内には、業務を行う上で必要な数の机、椅子、施錠できる書類保管庫、パソコン及びプリンター等を設置すること。
- (2) センターで利用する電子メールアドレスを取得すること。
- (3) 事務スペース、簡易な相談にも対応可能な受付カウンターは、市と協議し、実情に合わせて施設内に確保すること。

9 事業の報告

- (1) 事業完了後に、速やかに完了届、実績報告書及び収支決算書を提出すること。

10 業務に係る委託料等

市が負担する委託料の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 配置職員に係る費用
- (2) 事業費
- (3) 上記(1)、(2)に係る消費税（消費税及び地方消費税相当分）

11 遵守事項

- (1) 本業務委託の実施にあたり、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。
- (2) 業務上知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 市が所掌する情報資産に関する情報セキュリティ対策について、総合的、体系的かつ

具体的に取りまとめた「磐田市情報セキュリティポリシー」を遵守すること。

- (4) 業務の履行に際し、情報の漏えい、滅失又はき損に係る事故の発生を知ったときは、当該情報の内容、項目、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により、直ちに市に報告し、市の指示に従うものとする。